国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十一号

国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年十月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久
防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十二号

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十四条、第六十五条の二第一項、第三項及び第四項並びに第六十五条の三第一項、第二項第二号及び第五号並びに第三項、同条第六項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第四項、自衛隊法第六十五条の四第一項から第三項まで並びに第五項第一号、第二号及び第六号、同条第九項において準用する国家公務員法第百六条の四第七項並びに自衛隊法第六十五条の四第十項、第六十五条の十一第一項及び第三項から第六項まで並びに第六十五条の十二第四号、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条並びに国家公務員法第百六条の八第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「私企業からの隔離（第八十七条の二）」を「退職管理（第八十七条の二―第八十七条の三十六）」に改める。

第四十六条第一項第一号中「以下本条中「給与法」を「次号及び第八十七条の二十四第一号において「防衛省職員給与法」に改め、同項第二号中「給与法」を「防衛省職員給与法」に改める。

第五十二条中「以下」を「次条において」に改める。

第五十三条第一項中「、第五十四条第一項及び第六十二条第二項」を「及び第五十四条第一項」に改め、同条第三項中「第六十二条第一項及び第三項並びに」を「第六十二条及び」に、「第六十二条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、」を「第六十二条第二項中」に改める。

第六十一条第三項中「次条第二項」の下に「及び第八十七条の三十五第一項」を加える。

第五章第五節を次のように改める。

第五節　退職管理

（子法人）

第八十七条の二　法第六十五条の二第一項に規定する政令で定める法人は、一の営利企業等（同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第八十七条の三　法第六十五条の二第三項に規定する政令で定める法人は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条に規定する法人とする。

（退職手当通算予定隊員）

第八十七条の四　法第六十五条の二第四項に規定する特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人（法第六十五条の二第三項に規定する退職手当通算法人をいう。以下この条において同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職した場合に国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（利害関係企業等）

第八十七条の五　法第六十五条の三第一項に規定する政令で定める営利企業等は、隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。）をする事務　当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

二　補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下この号において同じ。）を交付する事務　当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

三　不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下この号において同じ。）をする事務　当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等

四　行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下この号において同じ。）をする事務　当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等

五　防衛省の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下この号において単に「契約」という。）に関する事務　当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として防衛省令で定めるものを受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（隊員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

六　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員（以下「司法警察職員」という。）としての職務として行う犯罪の捜査に関する事務　当該犯罪の捜査を受けている被疑者である営利企業等